

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人まごころネットワーク定款第19条に基づき、役員報酬について、基本的事項を定める。

第2条（役員）

この規程で定める役員とは、法人の理事および監事とする。

第3条（報酬）

役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は、月額とし、理事会の議決を経て、予算の範囲内において理事長がこれを定める
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月の報酬を支払うことができる

第3条（支払日）

役員報酬の支払いは、毎月15日とする。

第4条（報酬の支払方法）

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

第5条（委任）

この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは、理事会の決定に従うものとする。

給 与 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条（目 的）

この規程は、特定非営利活動法人まごころネットワーク就業規則第 40 条に基づき職員の給与に関する事項を定めたものです。

第 2 条（給与の原則）

給与は職務の内容・責任の度合いおよび本人の能力ならびに実績に応じて支払います。

第 3 条（適用範囲）

この規程は就業規則第 3 条に定める職員について適用します。

第 2 章 給 与

第 4 条（給与の支払い）

給与は全額通貨で直接職員に内訳を示して支払います。ただし、口座振込制による場合はその方法により支払います。

第 5 条（給与の締切日および支払日）

給与は当月 1 日からその月の末日までを締切り、計算して翌月 15 日に支払います。ただし、当日が休日の場合はその前日に繰り上げて支払います。

第 6 条（非常時払い）

職員が疾病・災害・出産その他の事由により既往の労働に対する給与の請求があった場合は、支払い日前であっても支給します。

第 7 条（給与の計算方法）

遅刻・早退・欠勤等により所定勤務時間の全部または一部を不就労した場合においては、その不就労した日あるいは時間に対応する給与は支給しません。

2. 前項の場合において不就労した時間の計算は30分を計算単位として未満は切捨

てます。

3. 計算期間が途中で就職・退職・休職または復職するものについては実勤務日数が15日を超える場合は日給月給制にて計算し、15日未満の場合は日給制にて日割計算し支給します。
4. 一給与計算期間の労働日数は月間平均労働日数による計算とします。

第8条（給与の控除）

給与支払いの際、つぎのものを控除します。

① 法令で定められているもの

- イ. 社会保険料
- ロ. 雇用保険料
- ハ. 源泉所得税
- ニ. 地方税

② 給与から控除することについて協定されたもの

第9条（給与の減給）

職員が就業規則第59条に抵触したとき、または重大な過失あるいは業務怠慢行為があった場合は労働基準法の範囲で減給します。

第10条（人事考課）

法人は、職員に対して、年1回の人事考課を行います。

2. 人事考課は、人事考課表に基づき、勤務能力の伸長度、業績の評価および勤務態度を考慮して、直属の上司と所属長により行い、その結果は本人に通知します。
3. 人事考課の結果は、昇給または降給による基本給の決定および賞与に反映させます。
4. 人事考課の結果によっては、職能資格等級の異動（昇格または降格）を行うことがあります。昇格または降格の詳細については、「人事考課シート」に定めま

第11条（給与の分類）

給与の分類は、つぎのとおりとします。

1. 基準内賃金

- | | | | |
|-------|------------|-------|-------|
| ①基本給 | ②役職手当 | ③職務手当 | ④奨励手当 |
| ⑤業務手当 | ⑥防火・車輛管理手当 | | |

2. 基準外賃金

- ①時間外手当 ②休日出勤手当 ③深夜手当 ④夜勤手当
⑤宿直手当 ⑥勤務奨励給 ⑦運転手当 ⑧通勤手当 ⑨外務手当

第 12 条（基本給）

基本給は、職能資格に応じて支給します。

2. 基本給は、前年度の人事考課の査定ランクに応じて、同一職能資格等級内で、別に定める基準により昇号または降号することを決定します。

第 13 条（役職手当）

職員の職務上の地位と責任の度合いに応じて支給します。

第 14 条（職務手当）

職員の担当する個別の職務内容および熟練度合により職務手当を支給します。

第 15 条（奨励手当）

給与改定前であっても、特に勤怠状況、職務能力を勘案し、なお、奨励するに必要を認める者に支給します。

第 16 条（業務手当）

職員の担当する業務、繁忙状況や業務量に応じて支給します。

第 17 条（防火・車輛管理手当）

防火・車輛管理に従事する職員に支給します。

第 18 条（基準外手当）

所定勤務外の勤務に対してつぎの各号により手当を支給します。

①時間外手当

法定労働時間を超えて時間外労働した場合に支給します。

②休日出勤手当

振替休日を与えたとき以外の、休日出勤をした場合に支給します。

③深夜手当

午後 10 時より午前 5 時までの間労働した場合に支給します。

2. 前項の手当についてはつぎの計算式により支給します。

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{月間平均労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間数 (①③の場合)}$$

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{月間平均労働時間}} \times 1.35 \times \text{時間数 (②の場合)}$$

第 19 条 (適用除外)

管理監督の地位にある者については、前条第 1 項 1 号および 2 号は適用しません。

第 20 条 (夜勤手当)

夜勤手当は、夜勤業務に従事する職員に対し、深夜労働に対する割増賃金を補填するものとして、支給します。

第 21 条 (宿直手当)

業務で宿直を行った職員に支給します。

第 22 条 (勤務奨励給)

夜間勤務等に従事する職員であって、勤務を奨励するための加給を行います。

第 23 条 (運転手当)

運転業務に従事する者に支給します。

第 24 条 (通勤手当)

交通機関を利用して通勤する者に対し、非課税限度額の範囲にて通勤定期券購入額を支給します。ただし、自宅から徒歩 15 分 (1 分 80 秒) 以内の区間におけるバス利用は認めません。

2. 交通機関を利用しない場合の者で、片道 2 km 以遠の通勤者は、合理的な経路により、非課税限度額の範囲にて別表に定める通勤手当を支給します。

第 25 条（外務手当）

外勤業務に従事する職員に支給します。

第 3 章 給与の改定

第 26 条（給与の改定）

給与の改定は、毎年 8 月 1 日現在で行い 9 月度の給与から適用します。ただし、法人の業績により行わないこともあります。

第 27 条（特別昇給）

改定時期に関係なく特に法人が必要を認めた場合は、特別昇給を行うことがあります。

- ① 特に能力・成績の向上が著しいとき
- ② 業務について特に功労があったとき

第 28 条（昇給の留保）

職員がつぎの各号の一に該当する場合は当該期に限り昇給を行わないことがあります。

- ① 就業期間が 6 ヶ月に満たない者、および長期欠勤者
- ② 懲戒処分を受けた者
- ③ 故意または過失により法人に損害を与えた者
- ④ 人事考課により昇給するに満たない者

第 4 章 賞 与

第 29 条（賞与の算定期間）

夏期賞与の算定対象期間は、前年 11 月 1 日から当年 4 月 30 日まで、冬期は当年 5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間とします。

第 30 条（賞与の区分）

賞与は夏期と冬期に分け夏期分を 7 月に、冬期分を 12 月に支給します。ただし、支給日に在籍することを条件とし、前条に該当する者および業務の実績によって

支給しない場合があります。

第 31 条（賞与の算定）

賞与は各期ごと、法人の業績と職員の出勤率および勤務成績等を勘案し算定を行います。

（附 則）

この規程は平成 27 年 1 月 1 日より実施します。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人まごころネットワーク	事業年度	31年4月1日～2年3月31日
-----	---------------------	------	-----------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の内訳その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	66,000円
入会金収入	1,000円
受取寄附金	440,000円
有償福祉運送事業収入	147,550円
訪問介護事業収入	34,526円
通所介護事業収入	26,868,110円
居宅介護事業収入	7,529,482円
グループ事業収入	47,294,287円
短期入所事業収入	22,333,139円
小規模多機能型介護事業収入	26,334,133円
介護予防事業収入	882,778円
認知症対応通所	766,607円
生きがい活動目的事業収入	1,115,500円
総合事業収入	460,586円
各種教育関連事業収入	22,476,746円
助成金・補助金収入	1,520,000円
その他雑収入	1,911,550円
合 計	160,181,994円

(2) 借入金の内訳

借 入 先	金 額
千葉労働協会 (短期借入金)	6,000,000円
██████████ (短期借入金)	6,693,200円
██████████ (短期借入金)	6,500,000円
日本政策金融公庫 (長期借入金)	28,001,000円
東京ベイ信用金庫 (長期借入金)	149,253,088円
██████████ (長期借入金)	12,800,000円
	円
	円
合 計	209,247,288円

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
	監事	会計・税務相談	31.4.25	32,400円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.5.25	32,400円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.6.25	140,400円	月額報酬+決算報酬
	監事	会計・税務相談	1.7.25	32,400円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.8.25	32,400円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.9.25	32,400円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.10.25	33,000円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.11.25	33,000円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	1.12.25	33,000円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	2.1.25	33,000円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	2.2.25	33,000円	月額報酬
	監事	会計・税務相談	2.3.25	33,000円	月額報酬
	職員	廃棄物の収集処理	31.4.25	66,614円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.5.25	31,601円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.6.25	42,131円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.7.25	38,794円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.8.25	33,869円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.9.25	40,154円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.10.25	35,489円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.11.25	43,142円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R1.12.25	40,106円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R2.1.25	28,358円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R2.2.25	47,465円	月額7000円+重量超過分
	職員	廃棄物の収集処理	R2.3.25	35,882円	月額7000円+重量超過分

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 まごころネットワーク	チェック欄
-----	----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	27年4月1日～28年3月31日	10人	2人	20%	人	%
㉔	28年4月1日～29年3月31日	10人	2人	20%	人	%
㉕	29年4月1日～30年3月31日	10人	2人	20%	人	%
㉖	30年4月1日～31年3月31日	10人	2人	20%	人	%
㉗	31年4月1日～R2年3月31日	10人	2人	20%	人	%
申請時		10人	2人	20%	人	0%

㉘ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
(表決権等) 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>	はい <input checked="" type="radio"/>

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/>	有・無 <input checked="" type="radio"/>	有・無 <input checked="" type="radio"/>	有・無 <input checked="" type="radio"/>	有・無 <input checked="" type="radio"/>	有・無 <input checked="" type="radio"/>

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 まごころネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		10人	10人	10人	10人	10人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	2人	2人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	0人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
吉田栄子		理事長		○	○	○	○	○	○	14. 4. 25
飯沼 敏明		理事		○	○	○	○	○	○	14. 5. 25
岡田 俊秀		理事		○	○	○	○	○	○	22. 6. 24
青木 照雄		理事		○	○	○	○	○	○	26. 6. 19
渡邊 孝治		理事		○	○	○	○	○	○	26. 6. 19
吉田 真一		理事		○	○	○	○	○	○	26. 6. 19
布施 真		理事			○	○	○	○		28. 6. 24
西村 利孝		理事					○	○		30. 6. 22
山田 明		監事		○	○	○	○	○	○	20. 6. 19
古府 日出夫		監事		○			○	○	○	30. 6. 22
関 里三		理事		○	○	○			○	29. 7. 30 退任
小原 清徳		理事		○	○				○	28. 6. 24 退任
小原 清徳		監事			○	○			○	30. 5. 2 退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉑」から「㉓」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉑」から「㉓」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 まごころネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	大学ノート	毎日	7年
総勘定元帳	装丁帳簿 NPO法人データソフト	毎日	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人まごころネットワーク	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 まごころネットワーク	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	○	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人 まごころネットワーク
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無
㊤ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

「認定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「a」から「e」)を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 まごころネットワーク	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	--

添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
------	--	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。